

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：35404

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780037

研究課題名(和文) 課徴金制度の現代的課題に関する比較法的視座に基づく統合的研究

研究課題名(英文) Research on Contemporary Issues of the Antitrust Fining System based on Comparative Legal Perspectives

研究代表者

伊永 大輔 (Korenaga, Daisuke)

広島修道大学・法学部・教授

研究者番号：10610537

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、独占禁止法における課徴金制度の法的課題を統合的に整理するとともに、これらの課題に対する比較法的視座から分析・検討を行うことにより、近年の独占禁止法改正後の課徴金制度に関する理論的基盤を再構築することを目的としている。

研究成果を端的に表すものとして挙げられるのは、競争の法と政策を扱う専門誌『公正取引』における「課徴金制度の基本的考え方」と題する拙稿連載である。本連載は、課徴金の法的性格論をはじめ、算定率の加減算、課徴金減免制度、当該商品・役務など諸論点について、包括的に、課徴金制度の現代的課題を指摘しつつ、欧米競争法との比較を交えながら、論理的分析を全12回で行ったものである。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to restructure the theoretical foundation of the surcharge system, that is the administrative fining system against the infringements of the Antimonopoly Law, by integrally summarizing the legal issues of it and analyzing/examining from the view of comparative legal perspectives on these issues.

A representative research results is a series of articles entitled "Basic Concept of Surcharge System" in a journal "Fair Trade" specializing in competition laws and policies. This series comprehensively describes and analyzes the contemporary issues of the surcharge system, including points on the legal nature of it, aggregating and mitigating factors in calculation of the surcharge, leniency program, and the value of sales related in goods or services and others, often in light of comparison with the competition law of EU and United States.

研究分野：経済法

キーワード：課徴金 独占禁止法 EU競争法 制裁金 比較法

### 1. 研究開始当初の背景

独占禁止法における課徴金制度は、昭和 52 年に導入された後、その適用範囲を広げる数度の法改正を経て、公正取引委員会の最も効果的なエンフォースメントの一つに成長した。行政機関が司法手続を経ることなく機動的に賦課することができる課徴金制度は、現代経済社会においてますます重要な法執行上の地位を得つつある。しかし、毎年のように過去最高額を更新するカルテル・談合に対する課徴金については論を待たず、これまで一度も審判で争われてこなかった優越的地位の濫用についても、新たに課徴金賦課対象となった途端に全ての事件が審判請求されるなど、法的紛争を引き起こす材料ともなっており、課徴金制度をめぐる実務の進展は待ったなしの状況にある。

課徴金に関しては、その法的性格から非裁量性を旨としているため、あらゆる事態を想定した算定規定を整備する必要があり、法規として極端に複雑化しやすい傾向にある。また、インターネットが普及し、流通経路の多層化や取引関係の多様化が進展するとともに、商圏が世界各地に広がった結果、課徴金算定基礎となる「売上額」の解釈一つをとっても、完全子会社の売上額を親会社の売上額とみなすことができるか、実体法上の概念である「一定の取引分野」と密接関連性を持つ売上額とは何かなど、現代的課題が頻発して争訟実務が複雑化の一途をたどっている。

また、近年の国際カルテル事件に対する厳罰化の流れを受け、外国所在の違反事業者に対しても課徴金納付が命じられるようになってきたところ、法執行の国際化を視野に入れていなかった課徴金制度の制度疲労も明らかになってきている。たとえば、日本市場において売上げのない外国所在の違反事業者に対し、公正取引委員会は、排除措置を命じることはできても、課徴金納付を命じることはできないという問題（拙稿「国際市場分割カルテルにおける課徴金の算定について」修道法学 34 巻 1 号 115～136 頁（2011 年）にて、現行規定の法解釈の限界と EU における制裁金算定手続の論点を提示した。）や、部品カルテルの直接被害者が外国メーカーである場合に、国内に輸入された最終製品の価格引上げ効果を問題にして最終製品の売上額を課徴金基礎とすることができるのかという問題などが起きている。

このように、昭和 52 年の課徴金制度導入当時では想定していなかった新しい論点が課徴金算定の実務において生じているが、これらは喫緊の法的課題として注目されているものの、これに対して公正取引委員会も有効な対処方法を講ずることができておらず、また、この点に関する研究は学術的にも十分に進んでいないのが現状である。課徴金制度の在り方次第では、実質的に実体規定の要件解釈に大きな影響を及ぼすことができ得るし、違反要件論が課徴金の算定規定の解釈

にも影響を与え続けており、このような相互作用に留意しつつ、具体的な実務上の問題にも配慮しなければならないという側面を持っていることがその要因の一つと考えられる。

こうした課徴金制度の課題や研究の重要性は、実のところ研究者の間である程度共有されている。しかし、ある論点を本格的に研究対象とすれば、課徴金制度全体に議論が波及し、その基本的性格や枠組みにも影響が及ぶことから、問題点の場当たりの言及がなされるにとどまっているのが現状であろう。このような現状の背景には、近年において複雑かつ広範な独占禁止法改正が立て続けに行われた一方、現在のところ、事件を通じて改正後の法令解釈について司法判断が示されていないことなどから、法改正の詳細を完全に掌握できていない研究者にとっては、取り扱いきれない研究テーマとなっていることも関係している。そのため、争訟が多発するなど、実務的には非常に関心の高い分野であるにもかかわらず、これまでのところ数少ない例外的先行研究を除いて、課徴金制度に関する総合的・包括的な研究は影を潜め、散発的な考察しかなされていないのが現在の研究状況であるといえる。

### 2. 研究の目的

本研究は、独占禁止法における課徴金制度の法的課題を統合的に整理するとともに、これらの課題に対する比較法的視座から分析・検討を行うことにより、近年の独占禁止法改正後の課徴金制度に関する理論的基盤を再構築することを目的とする。

課徴金制度の在り方次第では、実体規定の要件解釈にも大きな影響を及ぼすなどの相互作用があり、具体的な実務上の問題にも配慮しなければならないため、課徴金の現代的課題を統合して整理・分析する本格的な課徴金制度研究は、単なる課徴金算定の法適合性や妥当性を超え、公正取引委員会や裁判所が実体規定の規範を定立する際の理論的基盤としても重要なものと位置付けられている。本研究には、そのような理論的基盤を整備するものとなることが期待される。

### 3. 研究の方法

本研究は、具体的には、国内法制上の課題をクリアにした上で、これらの課題に対する欧米での手続理論を中心的な調査分析対象とし、比較法的検討を行うこととなる。

特に国際カルテル事件のように公正取引委員会と外国競争当局が同一事件を扱っているものに着目し、欧州の競争当局・司法機関が算定実務において、競争法上の概念理論からどのような条文解釈を行い、実務的に妥当な結論を導こうとしているのかを調査とする。また、公正取引委員会が国際カルテル事件に着手した結果、事案に付随して問題となっている課徴金算定上の課題が新たに生

じたが、これらの課題は実は欧米当局でも同じように問題となっているものでもある。たとえば、「売上額」の概念は欧米競争法においても制裁金（罰金）算定上の基礎的概念となっており、その解釈を通じて具体的問題解決を図ってきている。日本に先駆けて国際的執行を積極化してきた米国とEUにおける先行研究や先例を分析し、現在の議論をフォローすることは、比較法の観点から非常に有益な示唆が得られると考えられる。実際、欧米では、国際カルテル事件特有の算定問題（たとえば、日本における部品市場のカルテルは、外国における製品価格の高騰をもたらすことから、外国における制裁金の対象となるが、その場合の算定基礎としてどのような売上げを補足すべきかという問題）への法的対処に関する判決や学術論文もみられ、これを詳細に分析することで、日本における算定規定の法解釈上の手掛かりを得ることにつながると考えられる。

本研究を実りあるものとするためには、単なる外国文献の紹介とならないよう、日本の独占禁止法においてどのような示唆が得られることになるのか、課徴金制度の基本的性格に基づき地に足のついた議論の素地となる研究成果までたどり着くことが肝要だと思われる。そのためには、我が国において発生している課題が、独占禁止法における課徴金算定規定の法解釈においてどのような位相にあり、どのような解釈原理で対処してきたのか、理論的一貫性を踏まえた上で問題意識を十分に醸成させておくことが必要である。この点については、近時の独占禁止法改正によって排除型私的独占や一部の不公正な取引方法を課徴金の対象行為類型とするに当たり、不当利得の概念から離れた算定方式が取り入れられた結果、制度設立当初とは異なる趣旨によって課徴金制度が部分的に建て増しされている状態となっただけで、課徴金制度の理論的一貫性に関する問題が以前よりも先鋭化していることへの配慮が必要だと考えている。これらの点にも配慮してはじめて、課徴金制度の基本的性格を整理し、課徴金による最適抑止力の発揮のためにクリアすべき法的論点を明らかにするという本研究の目的が達せられることとなる。

#### 4. 研究成果

##### (1) 「課徴金制度における基本的考え方」公正取引 769～801号（2014～2017年）

競争法専門誌である月刊『公正取引』に隔月で全12回連載したものである。課徴金制度は、経済法分野における最も効果的に抑止力を発揮するツールとして活用されており、その法的分析が強く望まれている制度の一つであるにもかかわらず、極めて複雑なルールのもと実務的要請に従って運用されているため、研究上のハードルが高いものとなっている。本連載では、そうした論点の一つ一つを解きほぐすための基本解説の役割と現行制

度の問題点を趣旨にさかのぼって指摘・検討するとの役割を果たすことを目的としつつ、課徴金制度の重要論点に対する合理的解釈指針や現代的課題が生じていることの検証など包括的・統合的な研究を行っている。

具体的には、課徴金の法的性格論をはじめ、課徴金算定率加減算の検証、課徴金減免制度の検討、当該商品・役務の解釈論のほか、私的独占・優越的地位の濫用に対する課徴金制度や課徴金の将来像など、訴訟等で争点となってきた問題を全て包括的に研究対象に含めるとともに、これまで明示的に争点となっていない問題についても検討・論証を行っている。このように、独占禁止法における課徴金制度の法的課題を統合的に整理するとともに、これらの課題に対する比較法的視座を含めて総合的な分析・検討を行っており、この分野において例を見ない包括的・統合的な研究成果となっている。

（関連する主な研究成果物として、後記5〔雑誌論文〕、〔学会発表〕、〔図書〕）

##### (2) 課徴金制度導入後の優越的地位濫用規制の在り方

これまで、優越的地位の濫用規制には、他の不公正な取引方法と規制範囲が重複することを前提に、他の不公正な取引方法に該当しない取引方法を一般条項的に受け止める役割が期待されてきた。その結果、優越的地位濫用は、独占禁止法における違反行為類型の中で最も規制範囲がわかりにくいものとなっている。しかし、平成21年独占禁止法改正によって課徴金対象行為とされるに至り、規制範囲及び課徴金算定対象が不明確であることに起因して、これまでのところ、課徴金納付命令の対象となった事件はすべて審判で係争されている状態にある。

このように、課徴金制度の導入により、これまでになく、優越的地位濫用の規制範囲を明確化し、適切な独占禁止法の運用を促すことが要請されると同時に、これまで通り、他の不公正な取引方法では文理上規制できない悪質な行為を規制することも求められるという点で、優越的地位濫用に関する解釈の方向性も、多元的な融合点を求められるようになってきている。

（関連する主な研究成果物として、後記5〔雑誌論文〕〔学会発表〕、〔図書〕）

##### (3) EU競争法における制裁金算定の実務等の論点

欧州委員会による制裁金賦課権限は、規定上、違反事業者の前年度総売上額の10%を制裁金額上限とする旨とともに、違反行為の重大性と期間を考慮する旨が定められているのみであり、公正かつ妥当な算定方法については欧州委員会の実務に基づいた裁量に委

ねられている状態にある。このため、欧州委員会は、制裁金の決定に当たって透明性と中立性を確保することを目的に、制裁金の算定に当たって考慮すべき要素を列記したガイドラインを告示している。

他方、我が国においては何故 EU で巨額の制裁金が課されることとなるのかを十分に理解せずに、2006 年制裁金算定ガイドラインに基づく欧州委員会の裁量が広範に及んでいることを形式的に批判する向きがある。これまで裁判所が欧州委員会の裁量をほとんど問題としてきていないこと背景には、従前からの欧州委員会の法執行による適切な事例の積み上げがあると考えられ、ガイドラインの記述だけで無秩序に批判するのは適当とは言えないように思われる。

そこで、EU 競争法における制裁金算定ガイドラインが実際にどのように欧州委員会によって運用されているか、そしてその運用実務にはどのような理論的背景があるかについて、判例・文献とともに EU 競争法の専門家にインタビューを行うなどして研究成果をまとめた。

(関連する主な研究成果物として、後記 5〔雑誌論文〕、〔学会発表〕、)

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 20 件)

伊永大輔、課徴金算定における主導的役割の適用事例—東電・関電発注送電工事談合事件、ジュリスト 1467 号、査読無、2014 年、4-5 頁

伊永大輔、EU 競争法における制裁金算定の理論と実務、法学研究 87 巻 6 号、査読無、2014 年、74-93 頁

伊永大輔、優越的地位濫用の成立要件とその意義、日本経済法学会年報 35 号(通巻 57 号)、査読無、2014 年、11-27 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 1 回 課徴金制度の性格、公正取引 769 号、査読無、2014 年、65-69 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 2 回 課徴金算定率の加減算(1)、公正取引 771 号、査読無、2015 年、53-57 頁

伊永大輔、物理的な取引妨害に対して独禁法 24 条の差止請求を認容した事例—神鉄タクシー事件控訴審、ジュリスト 1477 号、査読無、2014 年、87-90 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 3 回 課徴金算定率の加減算(2)、公正取引 774 号、査読無、2015 年、57-62

頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 4 回 課徴金減免制度(1)、公正取引 776 号、査読無、2015 年、35-39 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 5 回 課徴金減免制度(2)、公正取引 777 号、査読無、2015 年、61-66 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 6 回 課徴金減免制度(3)、公正取引 780 号、査読無、2015 年、41-46 頁

伊永大輔、少数株式取得による協調的な競争弊害と問題解消措置—王子ホールディングスによる中越パルプ工業の株式取得、ジュリスト 1487 号、査読無、2015 年、6-7 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 7 回 当該商品・役務の売上額(1)、公正取引 782 号、査読無、2015 年、54-59 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 8 回 当該商品・役務の売上額(2)、公正取引 784 号、査読無、2016 年、50-57 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 9 回 当該商品・役務の売上額(3)、公正取引 786 号、査読無、2016 年、40-46 頁

伊永大輔、国際カルテル事件における需要者概念と課徴金算定のあり方—ブラウン管カルテル事件(サムスン SDI マレーシア)控訴審ジュリスト 1494 号、査読無、2016 年、96-99 頁

伊永大輔、市場支配的地位の濫用におけるリベート制度の評価枠組み—Post Danmark A/S v Konkurrenceradet—Post Danmark II, Court of Justice (6 October 2015), Case C-23/14、NBL1078 号、査読無、2016 年、94-101 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 10 回 課徴金制度の在り方に関する論点整理、公正取引 794 号、査読無、2016 年、46-54 頁

伊永大輔、排他的リベートによる「市場支配的地位の濫用」の新展開—EU 競争法における効果重視の分析アプローチをめぐる法理論、修道法学 39 巻 2 号、査読無、2017 年、59-85 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 11 回 私的独占と対価要件、公正取引 799 号、査読無、2017 年、42-49 頁

伊永大輔、課徴金制度における基本的考え方—第 12 回・完 残された課題と将来像、公正取引 801 号、査読無、2017 年、59-64 頁

〔学会発表〕(計 13 件)

伊永大輔、諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析、公正取引委員会競争政策研究センター(CPRC)(招待講演)、2015 年 02 月 20 日、イイノホール(東京都千代田区)

伊永大輔、優越的地位濫用の成立要件とその意義、日本経済法学会、2014 年 10 月 18 日、富山大学(富山市)

伊永大輔、独占禁止法 7 条に関する実務と論点、中国経済法研究会、2014 年 10 月 22 日、公正取引委員会事務総局中国支所(広島市)

伊永大輔、東電・関電発注送電工事談合事件に関する独占禁止法上の論点、独禁法審判決研究会、2014 年 07 月 18 日、関西学院大学(東京都千代田区)

伊永大輔、優越的地位濫用の公正競争阻害性に関する現代的検討、東京経済法研究会、2014 年 06 月 21 日、立教大学(東京都豊島区)

伊永大輔、返品・減額による優越的地位の濫用：トイザラス事件、独禁審判決研究会、2015 年 10 月 23 日、慶應義塾大学(東京)

伊永大輔、Post Danmark II 事件欧州司法裁判所先決、外国競争法事例研究会、2016 年 01 月 28 日、商事法務(東京)

伊永大輔、市場画定における需要者概念の射程と「当該商品の売上額」の解釈—ブラウン管国際カルテル事件控訴審、東京経済法研究会、2016 年 02 月 20 日、立教大学(東京)

伊永大輔、優越的地位の濫用の要件論～日本トイザラス(株)事件の審判審決を素材に～、九州経済法研究会(招待講演)、2016 年 03 月 07 日、公正取引委員会九州事務所(福岡)

伊永大輔、大規模小売店業告示から見た優越的地位濫用規制のあり方、東京大学競争法研究会 2017 年 07 月 04 日、東京大学(東京)

伊永大輔、MFN 条項の競争上の評価

アマゾン・ジャパン審査打切公表(平成 29 年 6 月 1 日)、慶應経済法研究会、2017 年 08 月 02 日、北海道大学(北海道)

伊永大輔、大規模小売店業告示から見た優越的地位濫用規制のあり方、関西経済法研究会、2017 年 09 月 02 日、公正取引委員会近畿中国四国事務所(大阪)

伊永大輔、課徴金改正における法的性格の検証、東京経済法研究会、2017 年 09 月 30 日、立教大学(東京)

〔図書〕(計 6 件)

白石忠志・多田敏明/編著、論点体系 独占禁止法、第一法規、2014 年、総頁数 738 頁、執筆頁数 36 頁(169-180 頁、301-324 頁〔単著〕)

大久保直樹・伊永大輔・滝澤紗矢子/編著、ケーススタディ 経済法、有斐閣、2015 年、総頁数 312 頁、執筆頁数 84 頁(15-27 頁、57-69 頁、117-130 頁、168-183 頁、199-213 頁等〔単著〕)

菅久修一/編著・品川武・伊永大輔・原田郁、独占禁止法〔第 2 版〕、商事法務、2015 年、総頁数 412 頁、執筆頁数 122 頁(79-109 頁、110-185 頁、328-342 頁〔単著〕)

高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚/編集代表、法律学小辞典〔第 5 版〕、有斐閣、2016 年、総頁数 1520 頁、執筆頁数 4 頁程度

岡田羊祐・川濱昇・林秀弥/編、独禁法審判決の法と経済学 事例で読み解く日本の競争政策、東京大学出版会、2017 年、総頁数 315 頁、執筆頁数 18 頁(249-266 頁〔岡室博之と共著〕)

金井貴嗣・土田和博・東條吉純/編、経済法の現代的意義 舟田正之先生古稀祝賀、有斐閣、2017 年、総頁数 710 頁、執筆頁数 21 頁(395-415 頁)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

研究業績に関するホームページ  
[http://shu-lab.shudo-u.ac.jp/shuhp/KgApp?  
kyoinId=ymdigdgyggy](http://shu-lab.shudo-u.ac.jp/shuhp/KgApp?kyoinId=ymdigdgyggy)

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

伊永 大輔 (KORENAGA, DAISUKE)

広島修道大学法学部・教授

研究者番号：10610537

### (2)研究分担者

( )

研究者番号：

### (3)連携研究者

( )

研究者番号：

### (4)研究協力者

( )